

2023年5月9日

「契約者手続きサポート制度」の創設について
～「みんなにやさしい保険アクセス」の展開～

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、金融包摂の取組みである「みんなにやさしい保険アクセス」^{（注1）}の一環として、新たに「契約者手続きサポート制度」を2023年6月に創設します。

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、これまで「MY安心ファミリー登録制度」や「MY長寿ご契約点検制度」、「MYアシスト+制度」など、お客様のライフステージに応じた制度を整備してまいりました。

今回新たに創設する「契約者手続きサポート制度」は、保険契約者代理特約を付加し、保険契約者代理人を事前に指定いただくことで、契約者が認知症などで意思表示が難しくなった場合、保険契約者代理人が代わりにお手続きできる制度です。また、保険契約者代理人は契約内容をいつでも確認することが可能となります。MYリンクコーディネーター等（営業職員）は、契約者に加えて保険契約者代理人にも制度や契約内容の説明など定期的なアフターフォローを行なうことで、お手続き等のご不便を解消するよう努めてまいります。

（注1）詳細は2022年4月28日リリース「『みんなにやさしい保険アクセス』（金融包摂の取組み）の展開について」参照

URL：https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/release/2022/pdf/20220428_02.pdf

1. 「契約者手続きサポート制度」の概要

・保険契約者代理特約を付加し、保険契約者代理人を指定いただくことで以下2点が可能となります。

- ①契約者が意思表示困難となった場合、保険契約者代理人から保全等の代理手続き
- ②保険契約者代理人への契約内容について契約者と同等の情報開示

2. 保険契約者代理人が可能な代理手続き

主な
代理手続き範囲

- ・契約者貸付・減額・解約手続き^{（注2）}
- ・住所変更手続き
- ・契約者と被保険者が別人契約における復活手続き
- ・契約者と保険金受取人が同一の契約における保険金請求
- ・契約者と年金受取人が同一の契約における年金開始手続き
（※ 支払いが発生する手続きは、契約者本人口座への送金に限る）

なお、利益相反の観点から、死亡保険金受取人の変更手続き、保険契約者代理人の変更手続き、契約者の変更手続き等は対象外となります。

（注2）契約者が介護施設に入る際の入居一時金をご家族が解約返戻金で準備するケース等を想定

以上

【ご照会先】
広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054